

京都市告示第 159 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 4 月 27 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 一般国道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
3 6 7 号	左京区大原戸寺町29番地の1地先から	旧	メートル 41.20	9.70 ～メートル 10.40
	同町36番地地先まで	新	41.20	9.89 ～ 17.80

(建設局道路部道路明示課)